

件名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	循環型社会推進課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
令和３年７月の静岡県熱海市の大規模な土砂災害を受け、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が施行され、全国一律で土砂災害防止のため盛土等の規制が行われることとなった。盛土規制法では、知事又は中核市長等が管轄の地域に区域指定を行った後に規制が適用されるが、当県においては、松山市長が令和６年１０月に市内の一部の無人島を除く全域を区域指定し、知事が令和７年５月２３日に松山市を除く県下全域について区域指定することとなった。このことにより、土砂災害の防止について、盛土規制法と愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）が重複することになることから、重複する規定を土砂条例から削除する一部改正を行う。		
【主な改正内容】		
<u>下線部</u> が土砂条例と盛土規制法が重複するため削除する。		
	土砂条例	盛土規制法
目的	<u>土砂災害の防止</u> 土壌汚染の防止	<u>土砂災害の防止</u>
規制区域	県下全域	県下全域（松山市の一部無人島を除く）
施策	<u>災害の防止</u> <u>行為の許可、届出、命令</u> <u>検査等</u> 土壌汚染の防止 行為の許可、届出、命令 土壌・水質検査、展開検査 管理台帳作成義務等	<u>災害の防止</u> <u>行為の許可、届出、命令</u> <u>検査等</u>
罰則	災害の防止に係る罰則 環境の保全に係る罰則	<u>災害の防止に係る罰則</u>
施行日	令和７年５月２３日	
【その他参考事項】		